

1 福祉調整課

1 母子父子寡婦福祉

(1) 相談指導活動の状況

母子・父子自立支援員が1名配置されており、担当職員及び関係機関と連携して相談指導を行っています。

令和7年度の相談指導件数は387件となっており、主な相談の内容としては、母子父子寡婦福祉資金に関するものが245件(63.3%)で、相談の多くを占めています。

(表1-① 母子・父子自立支援員相談指導件数 参照)

(2) 母子父子寡婦福祉資金の状況

ア 令和7年度新規分の母子福祉資金の貸付決定件数は7件で、貸付決定(仮決定も含む)額は7,160千円となっています。その内訳は、修学資金1件4,800千円、就学支度資金5件2,140千円、生活資金1件220千円となっています。

父子福祉資金の貸付決定件数は1件で、貸付決定(仮決定も含む)額は1,890千円となっています。その内訳は、修学資金1件1,890千円となっています。

寡婦福祉資金は貸付がありませんでした。

(表1-② 令和7年度市町村別母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況 参照)

イ 令和7年度の母子福祉資金の償還状況をみると、現年度分の償還率は96.54%で前年度より減少し、過年度分が6.18%で前年度より減少しています。

また、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の現年度分の償還率は、前年度と同様100%となっています。

(表1-③ 年度別母子父子寡婦福祉資金償還状況 参照)

表 1－① 母子・父子自立支援員相談指導件数

(単位：件)

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
生活一般	住宅	7	6	3
	医療・健康	9	15	19
	家庭紛争	9	13	7
	就労	41	19	26
	結婚	－	－	－
	養育費	7	10	15
	借金	2	1	7
	その他	4	5	16
	小 計	79	69	93
児童	養育	10	24	26
	教育	8	4	6
	非行	－	－	－
	就職	－	2	－
	その他	1	－	－
	小 計	19	30	32
経済的支援・生活援護	母子福祉資金	282	240	224
	父子福祉資金	16	5	9
	寡婦福祉資金	－	－	12
	公的年金	1	－	－
	児童扶養手当	2	1	1
	生活保護	－	3	3
	税	－	－	－
	その他	13	13	12
	小 計	314	262	261
その他	売店設置(法第 25 条)	－	－	－
	たばこ販売(法第 26 条)	－	－	－
	母子世帯向公営住宅(法第 27 条)	－	－	－
	母子福祉施設の利用	－	1	－
	母子生活支援施設(児童福祉法第 38 条)	6	2	1
	小 計	6	3	1
合 計		418	364	387

表 1－② 令和 7 年度市町村別母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況

母子父子福祉資金

(単位：件、千円)

市町村		事業 開始 資金	事業 継続 資金	修学 資金	技能 習得 資金	修業 資金	就職 支度 資金	療養 資金	生活 資金	住宅 資金	転宅 資金	就学 支度 資金	結婚 資金	児童 扶養 資金	合計
むつ市	件数	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	5	-	-	8
	金額	-	-	6,690	-	-	-	-	220	-	-	2,140	-	-	9,050
大間町	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東通村	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風間浦村	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐井村	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	件数	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	5	-	-	8
	金額	-	-	6,690	-	-	-	-	220	-	-	2,140	-	-	9,050

表 1－③ 年度別母子父子寡婦福祉資金償還状況

母子福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度					計				
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
令和 2 年度	28,412,751	28,131,967	280,784	99.01	5,240,909	521,335	－	4,719,574	9.95	33,653,660	28,653,302	－	5,000,358	85.1
令和 3 年度	27,351,425	27,005,225	346,200	98.73	5,000,358	462,595	－	4,537,763	9.25	32,351,783	27,467,820	－	4,883,963	84.9
令和 4 年度	27,452,879	27,045,015	407,864	98.51	4,883,963	545,079	－	4,338,884	11.16	32,336,842	27,590,094	－	4,746,748	85.32
令和 5 年度	23,724,500	23,076,179	648,321	97.27	4,746,748	1,037,968	－	3,708,780	21.87	28,471,248	24,114,147	－	4,357,101	84.70
令和 6 年度	22,293,532	21,552,999	740,533	96.68	4,357,101	497,643	－	3,859,458	11.42	26,650,633	22,050,642	－	4,599,991	82.74
令和 7 年度	23,832,595	23,007,501	825,094	96.54	4,599,991	284,132	－	4,315,859	6.18	28,432,586	23,291,633	－	5,140,953	81.92

寡婦福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度				計			
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
令和 2 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 3 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 4 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 5 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 6 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 7 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100

父子福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度				計			
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
令和 2 年度	325,548	325,548	-	100	-	-	-	-	325,548	325,548	-	100
令和 3 年度	403,500	403,500	-	100	-	-	-	-	403,500	403,500	-	100
令和 4 年度	731,799	731,799	-	100	-	-	-	-	731,799	731,799	-	100
令和 5 年度	839,080	839,080	-	100	-	-	-	-	839,080	839,080	-	100
令和 6 年度	935,442	935,442	-	100	-	-	-	-	935,442	935,442	-	100
令和 7 年度	1,192,470	1,192,470	-	100	-	-	-	-	1,192,470	1,192,470	-	100

2 女性相談及び配偶者暴力相談関係

概要

女性等相談支援員 1 名が配置され、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、女性が抱える様々な問題に対する相談に応じています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、被害者の相談に応じ、情報提供、援助等を行っています。

（表 2－①経路別相談受付状況、－②相談処理状況、－③相談種別受付状況、
－④配偶者からの暴力等に対する相談 参照）

表 2－① 令和 7 年度 経路別相談受付状況（実人員）

区分	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉 事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療 機関	労働 関係	縁故者・知人	その他	計
来所・巡回等												1	1
電話	3						1						4
計	3						1					1	5

表 2－② 令和 7 年度 相談処理状況

区 分	処理済実人員											指導 延 件 数
	女性自立支援施設に入所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	福祉 事務所へ移送	女性相談支援員へ移送	女性相談支援センター・ 他県の女性相談支援センター・ 女性相談支援員へ移送	その他の関係機関 ・施設へ移送	助 言 ・ 指 導	そ の 他	計	
	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	5	6

表 2－③ 令和 7 年度 相談種別受付状況（実人員）

区分	人 間 関 係									経済関係	医療関係	住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5 条関係	人身取引	合計
	夫等	子ども	親族	交際相手	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他										
来所・巡回等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
電 話	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
計	3	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5

表 2－④ 令和 7 年度 配偶者からの暴力等に対する相談（実人員）

区分	被害者の年齢別							合計
	20 歳未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上	不明	
来所・巡回等	-	-	-	1	-	-	-	1
電話	-	-	-	1	-	1	2	4
計	-	-	-	2	-	1	2	5

3 地域福祉

民生委員・児童委員及び主任児童委員

社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉及び児童福祉の増進に努めることを目的として、民生委員法第3条及び児童福祉法第16条により、各市町村に民生委員・児童委員及び主任児童委員の設置が定められています。

令和7年4月1日現在、下北郡の民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数は、大間町17人、東通村25人、風間浦村11人、佐井村13人であり、その活動内容は多岐にわたっています。